

令和2年4月30日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

大型連休中における感染拡大防止のための留意事項について(通知)

新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあります。

令和2年4月18日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく適切な感染防止対策の協力要請に関し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等（以下「緊急事態措置等」）に掲げる事項について、次のとおり協力を要請しているところです。

大型連休中においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、引き続き協力していただくようお願いします。

【協力要請事項（要請期間：令和2年5月6日まで）】

1 発熱者等の事業所等への入場防止

職員及び利用者のみならず、委託業者等を含めて、検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の者は入場させないこと。

2 飛沫感染、接触感染防止のための対策

職員等のマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染症対策を徹底すること。

3 「3密」を避けるための措置

(1) 不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを行うこと。

(2) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促すこと。

(3) 店舗等の利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請すること。

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐)